

1 地域生活支援拠点とは

○ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、地域で安心して生活ができるようにするため、障がい福祉サービス事業者等、基幹相談支援センターその他機関が連携の下で、地域生活等への支援を行う体制。次の2点が重要とされている。

ア) 緊急時の相談や短期入所等の受入・対応体制を整備し、地域生活の安心感を担保する機能。

イ) 施設、病院、親元からの GH や 1 人暮らし等への移行を支援する体制整備。

○ア・イの役割を果たすための基本的機能を地域の実情に応じ構築。

①相談 ②緊急時の受入・対応 ③体験の機会・場 ④専門的人材の確保・養成 ⑤地域の体制づくり

※⑤の機能は令和6年度から国通知から削除されている。今後整理予定。

○本市も、可能なところから地域移行を進める一方、地域で安心して生活を送るための体制づくりをは重要と考えており、国が示す基本的機能と、市域における既存の社会資源を踏まえ、体制づくりを進める。

2 検討体制

・「地域移行・定着・包括ケア連携会議」(R5:1回開催)

・サブ会議「地域生活支援拠点検討ワーキングチーム会議」(R5:4回開催)

3 検討状況

○R5に事業者向けアンケートを実施。➡「相談」、「緊急時の受入・対応」を重視する事業所が最も多い。

○拠点の方向性

・整備型 面的整備とすること。

- 一部の施設に機能を集約はせず、地域の社会資源を活かした面的な体制整備とすること。

・整備する機能

- 【考え方】全ての機能を充実して開始ではなく、量的、質的に小さい体制から始め、毎年の検証を通じて必要な拡張を行う。

- 「相談」、「緊急時の受入・対応」を優先してスキーム構築

➡既存の相談、障がい福祉サービスの枠組を活用し、緊急対応する流れを体系化する。

- 「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成等」等は既存の枠組を充てる。

4 「相談」、「緊急時の受入・対応」の流れについて（素案）

○介護者の急な不在や、障がい特性に起因した緊急的状況が見込まれる人を、希望に応じ紹介登録。

○紹介、関係する相談支援事業所とサービス事業所等で情報共有等を行い、緊急時に円滑なサービス利用ができるようになる準備を行う。(短期入所、居宅介護、重度訪問介護など)

➡当該フロー等の拠点体制（素案）を用いて、短期入所、相談支援等事業所と意見交換を行う考え。

5 地域生活支援拠点等の当面のメリット

○緊急時のサービス利用を体系化することで、緊急利用を従前に比べ円滑にすことができ、地域の障がい者等の安心につながる。

○地域生活支援拠点等の機能を担う事業所は、サービスの提供に応じ加算あり。

1 地域生活支援拠点とは

○¹障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」に備え、地域で安心して日常生活、社会生活ができるようにするため、障がい福祉サービス事業者等、基幹相談支援センターその他機関が連携の下で、地域生活等への支援を行う体制であり、市町村が中心となって地域の実情に応じて必要な機能を整備するものです。

次の2点が重要とされています。

- ①緊急時の相談や短期入所等の受入・対応体制を整備することにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える
- ②入所施設や病院、親元からのグループホームや一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制の整備

○①②の役割を果たすための次の基本的な機能を地域の実情に応じ備えることとしています。

- ①相談
- ②緊急時の受け入れ・対応
- ③体験の機会・場
- ④専門的人材の確保・養成等
- ⑤地域の体制づくり

○本市も、可能なところから地域移行を進める一方、地域で安心して生活を送れるようにするための体制づくりを進めることは重要と考えており、国が示す基本的機能と、市地域における既存の社会資源を踏まえ、当該体制づくりを進めるものです。

2 拠点整備の当面のメリット

- ・緊急時の短期入所等の利用等をある程度体系化することができ、その利用を従前に比べ円滑にすることができますことから、地域の障がい者等の安心できる地域生活につながります。
- ・地域生活支援拠点等の機能を担う事業所に対し、サービスの提供に応じ加算があります。など

3 構築について基本的な考え方

- ①一部の施設に機能を集約するのではなく、地域の社会資源を活かした面的な体制整備とします。②量的、質的に小さい体制から始め、毎年の検証を通じて必要な拡張を行います。(参考資料1)
- ③②のことを念頭に、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」について既存資源を活かしながら体系化し、緊急時に必要なサービスが従前に比べ円滑に利用できるようにします。なお、「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成等」、「地域の体制づくり」は既存の枠組を充てます。

●地域生活支援拠点等の整備手法(イメージ) ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



4 地域生活支援拠点の具体的な機能²

国の示す基本機能をベースに本市の取組を記載しています。[全体的イメージは資料2]

機能	機能の内容(国提示の内容と、市の動き)
相談	<p>【国】平時から緊急時における支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、常時の連絡体制を確保し、緊急事態等において、必要なサービスの調整や相談その他必要な支援を行う機能。(なお、拠点コーディネーターを配置することとしている。)</p> <p>○上記のとおり、対象世帯の事前登録と関係事業所等で情報共有のもと、既存の社会資源を活かしながら緊急時に可能な限り円滑に必要なサービスを提供できる体制とします。(具体的には資料3)</p>
緊急時の受入れ・対応	<p>【国】短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、緊急事態における受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能</p> <p>○「相談」機能と一体となって、緊急時に必要なサービスを提供し、また必要に応じ医療機関につなぐよう調整します。(具体的には資料3)</p>
体験の機会・場	<p>【国】障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行や親元からの自立に当たって、共同生活援助等の利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能(平時から緊急事態に備えて短期入所事業所等を活用した体験の機会の提供及びその体制整備も含む。)</p> <p>○構築初期の体制では、現行の障がい福祉サービスの提供による体験的な利用で対応することとします。</p>
専門的人材の確保・養成等	<p>【国】医療的ケアを要する人や強度行動障がいある人、高齢化に伴い重度化した障がい者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成など</p> <p>○構築初期の体制では、基幹相談支援センター一辯における各種研修、国県等が実施する研修を充てます。</p>
地域の体制づくり	<p>【国】基幹相談支援センターや相談支援事業所等に配置された拠点コーディネーターを中心となって、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能</p> <p>※この機能は、直近の国通知には記載されていないが、従前の通知等には記載されているため、そのまま記載するもの。</p> <p>○構築初期の体制では、分科会体制の下部会議に位置付く「地域移行・定着・包括ケア連携会議」で、毎年体制の実施状況の検証を行います。</p>

5 拠点コーディネーターについて

○コーディネーターの業務は、国から次の「国の示す役割」のとおり提示されています。原則全てが業務となります
が、相談、緊急受入(下の①②)については、コーディネーターだけではなく、拠点等に参加いただけ相談支援事業所の主体的対応が必要となる場合もあります。ただし、コーディネーターは、相談、緊急受入と併せ体制全般の中心的な位置付けとなります。

○コーディネーターの役割は、松江市障がい者基幹相談支援センターが担います。

【国の示す役割】³

- ①相談・緊急時のコーディネート:地域の相談支援体制を構築し、緊急時の支援が見込めない世帯の事前に把握、登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態や地域生活障がい者等の介護を行う者の障がい、疾病等のため、当該地域生活障がい者等に対し、当該地域生活障がい者等の介護を行う者による支援が見込めない事態等に必要なサービスのコーディネートや相談等の支援
- ②緊急時の受入・対応:短期入所や通所事業所等との連携体制を構築し、常時の緊急受入体制等を確保した上で、緊急事態における受入れの調整や医療機関への連絡等の対応
- ③地域移行の推進:相談支援事業者、障がい者支援施設、精神科病院等との連携体制を構築し、障がい者支援施設における地域移行等意向確認担当者 及び精神科病院における退院後生活環境相談員 等との情報共有を含め、地域における障がい福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援に係る調整
- ④人材育成・ネットワーク運営:障がい者の地域生活を支える専門的人材を確保するための研修等や市町村と障がい福祉サービス事業者等、医療機関、基幹相談支援センターその他の関係機関との連携に資するための協議の場の開催等の地域生活支援拠点等におけるネットワークの運営や機能充実を推進。など

6 緊急時の定義

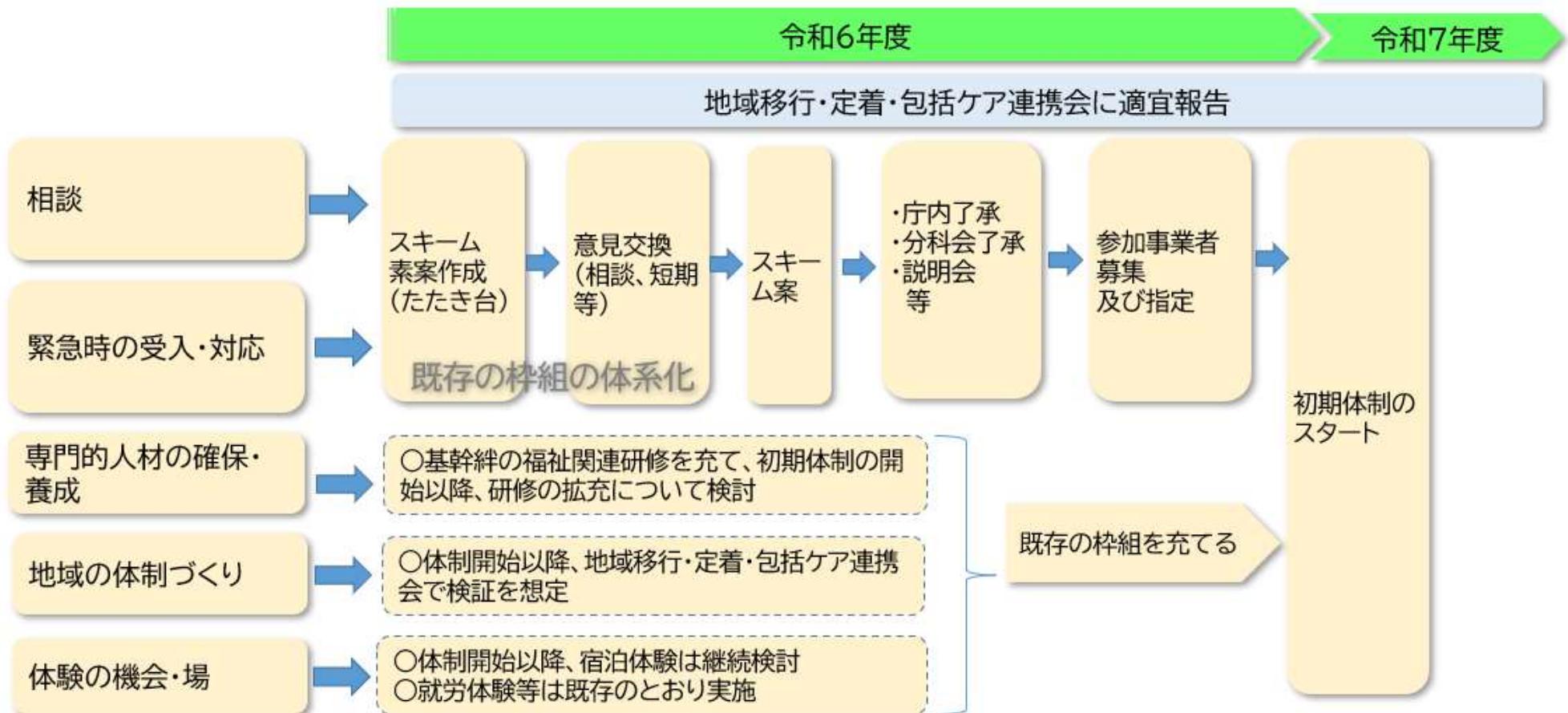
- 「緊急時」はサービスごとで定義が異なっており、一律の定義づけは難しい。
- 基本的に個々の状況に応じ加算要件に適合するかを判断することが、当事者等の緊急利用に資すると考えています。
- 国の地域生活支援拠点等に係る各種資料、また緊急関連加算を踏まえた一般論としては、
 - ・介護を行う人が疾病やその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない状況
 - ・障がいの特性により生じた緊急事態など緊急に支援が必要な状況という大まかな標記になると考えており、対外的にもこの標記を使用していく想定をしています。
- ただし、上記のような緊急時でも、短期入所は、「家族等日常的に本人の介護を行っている人がいない人」は原則利用できないことに留意が必要です。

7 他参考

資料4 :松江市地域生活支援拠点等 緊急時利用登録(変更)申込書【案】

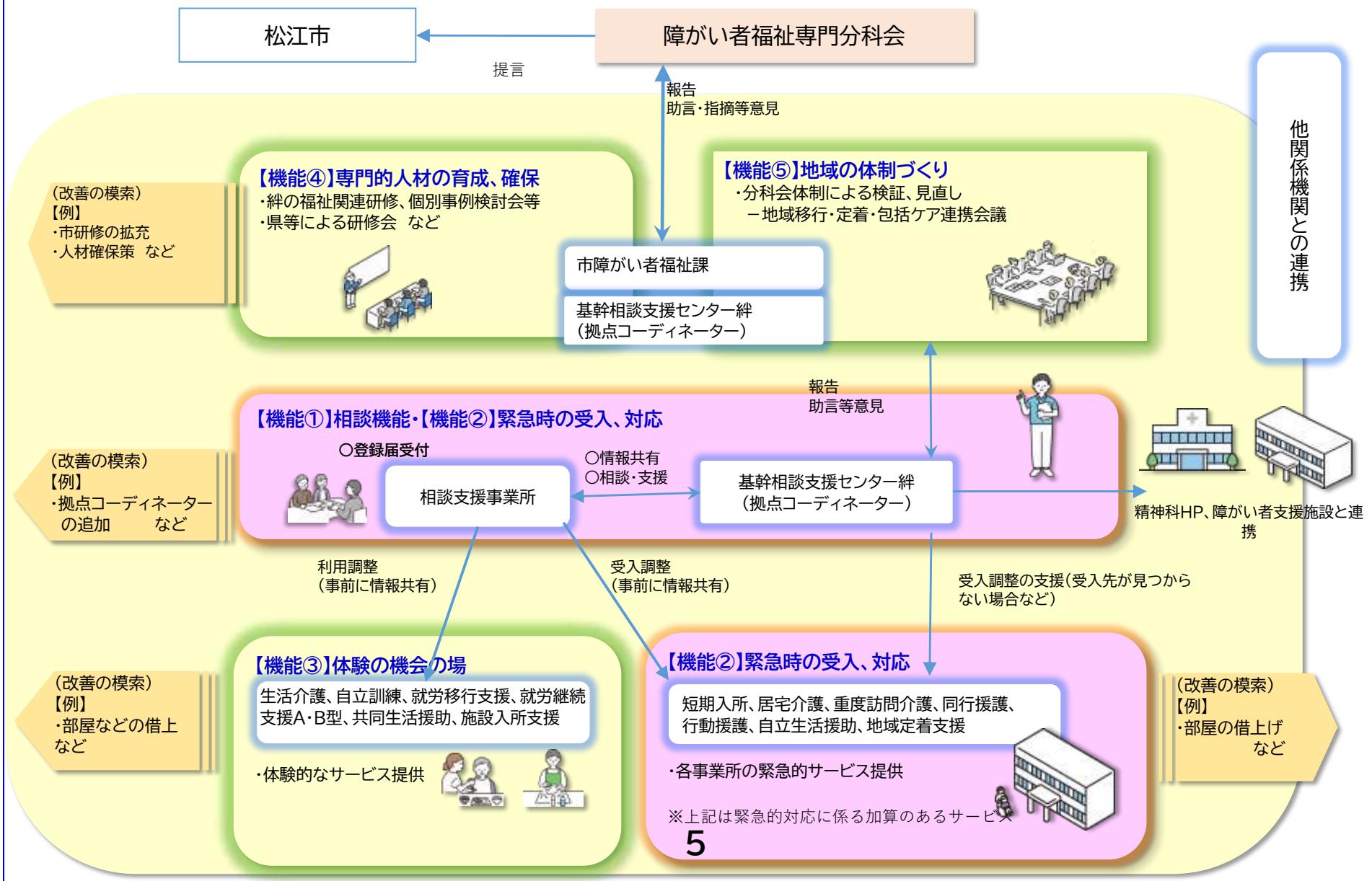
資料5 :松江市地域生活支援拠点等における各機関の役割【案】

地域生活支援拠点等の初期型スタートのイメージ



松江市の地域生活支援拠点等の初期イメージ 全体版(既存資源を活用した面的整備)【素案】

※相談機能は相談支援事業所において登録届を受け取るパターンを記載



「相談機能」と「緊急時の受入・対応」の標準的なフロー(素案)

【既にサービスを利用している人が登録を希望する場合】

対象者のイメージ 次の状況が現実的に見込まれる人
・介護を行う人が疾病やその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない状況
・障がいの特性により生じた緊急事態など緊急に支援が必要な状況

相談支援事業所

- 障がいの当事者等から、緊急時支援の相談を登録届、サービス計画 送付
(情報共有)
・登録届、サービス等利用計画
※サービス計画に緊急時に利用が想定されるサービス等の対応を記載しておく。



- 緊急時に備えた事前準備



登録届、サービス計画 送付 (情報共有)

【必要に応じ】

- 担当者会議を開催
- 本人と事業所との面会
- 本人の宿泊利用(体験的な利用)又は見学

基幹相談支援センター

- 登録・台帳整備



短期入所、居宅介護、生活介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等

※等:自立生活援助、自立訓練(機能・生活)、就労移行、就労継続支援



- 情報受け取り
- 本人と事業所の顔合わせ
- 体験的な利用、見学【主に短期入所】

緊急時

- 事前準備していたサービス利用を調整
※事前調整していた事業所での利用ができない場合、他の事業所を調整。(絆が支援に入る)
※医療を要する状況は、医療機関へのつなぎ

サービス利用を調整

支
援

- 緊急時のサービス受入・対応

個別支援計画の変更を行うこと

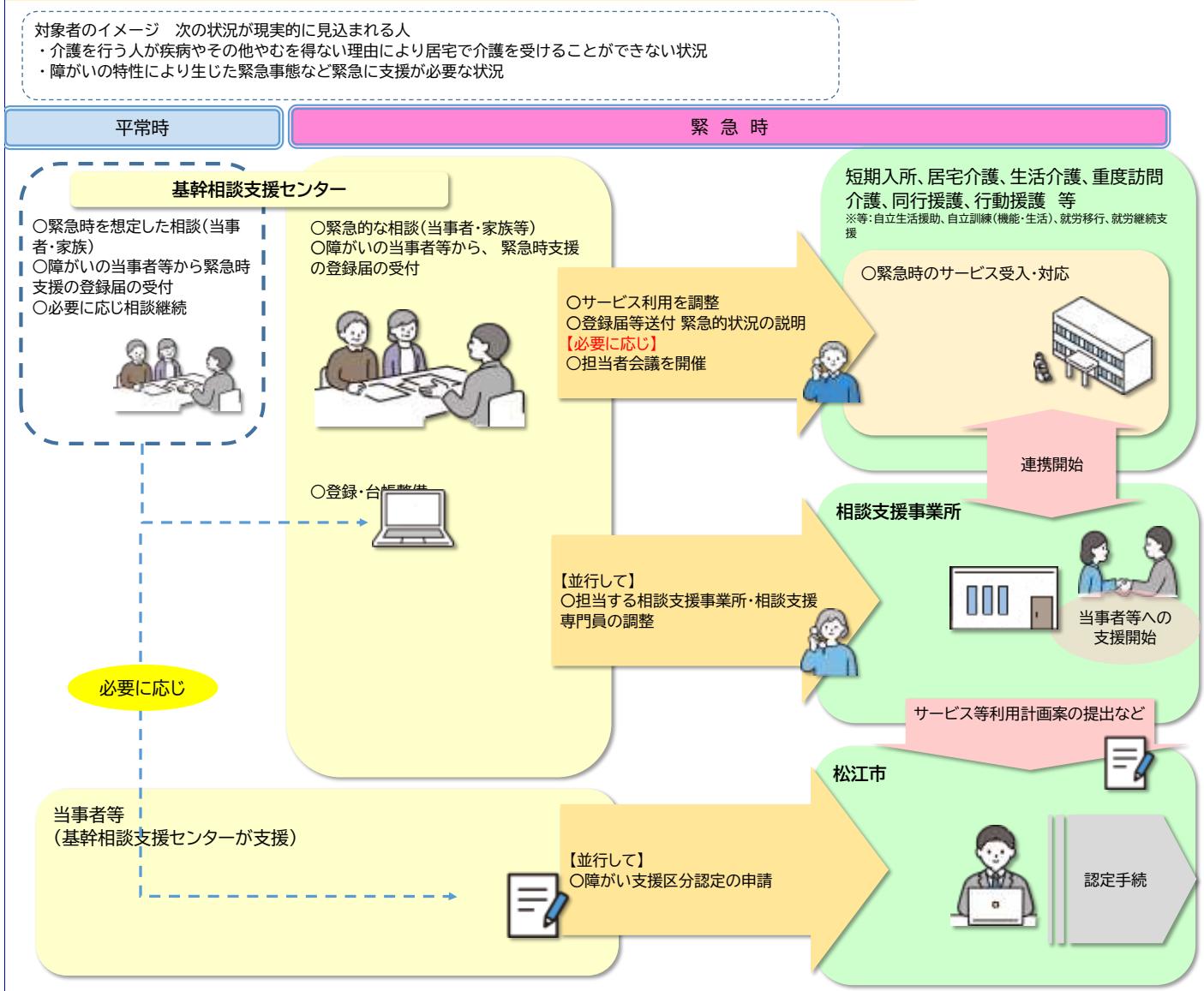


基幹相談支援センター
絆
事前調整していた事業所での利用ができない場合、事業所を支援。

- 随時報告・事後報告

「相談「相談機能」と「緊急時の受入・対応」の標準的なフロー(素案)

【サービスを利用してない障がい者の緊急時】※基幹相談支援センター絆で相談を受けた場合



登録届の素案

- ・他市等を参考にたたき台として作成しました。
- ・情報共有の同意書も兼ねるスタイルにしています。
- ・項目の配置は単純配置であり、特に工夫していません。
- ・項目の構成などご意見をいただき加除や変更していきます。

松江市地域生活支援拠点等 緊急時利用登録（変更）届【案】

申込日 年 月 日

〇〇〇 様

私は「【仮称】松江市地域生活支援拠点等事業」の緊急時利用登録について、「【仮称】松江市地域生活支援拠点等事業実施要綱（未策定）第〇条に基づき、次のとおり（登録・変更）を届出ます。

なお、緊急時に備えることを目的に、本申込書の情報及び支援に必要な個人情報を、松江市、松江市障がい者基幹相談支援センター並、関係する地域生活支援拠点等事業所及びその他機関と共有することに同意します。

申請者	(ふりがな) ※者の場合は本人名、児の場合は保護者名と対象児童名【〇〇〇〇】。以下対象児童の情報とします。		
生年月日	年 月 日 生		
性別	男・女		
住所	〒 (電話番号)		
代筆者	※申請者本人による記入が難しいため代筆します。 (申請者との関係)		
障がい手帳等の所持	<input type="checkbox"/> 身体障がい（ 級） <input type="checkbox"/> 知的障がい（A・B） <input type="checkbox"/> 精神障がい（ 級） <input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証 <input type="checkbox"/> 特定医療費受給者証 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
要介護区分	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 要支援（ ） <input type="checkbox"/> 要介護（ ）		
申請の理由			
申請者の状況	障がい名又は主な病名		
	障がい支援区分	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 区分（ ）	
	利用サービス	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> （ ）	
	かかりつけ医療機関	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ ）	
	病状・治療状況		
	服薬	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ ）	
	その他		
想定される緊急時と対応			
緊急時に利用したいサービス			
緊急連絡先①	氏名	住所	統柄 電話（携帯）
緊急連絡先②	氏名	住所	統柄 電話（携帯）
同居家族構成	統柄	氏名	
	統柄	氏名	

★2枚目（裏面）も活用するイメージです。

松江市地域生活支援拠点等における各機関の役割【素案】

各機関の役割は次のとおりとし、各事業所・機関が連携して一体的に機能します。

区分	機能	役割
基幹相談支援センター絆 (拠点コーディネーター)	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等について、市とともにネットワークの運営、協議の場の設定、機能の充実等の総合調整を行います。
	相談	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族等から「緊急時支援の登録」について相談に対応します。 ・サービスを利用していない人の場合、区分認定の申請を支援するとともに、相談支援事業者につなぎます。
	緊急 平時	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に支援が必要な世帯を把握します。（必要な情報を相談支援事業所と共有） ・本人や家族等から「緊急時利用登録届」を受付けし、必要な情報を相談支援事業所と共有します。 ・困難事例等は、必要に応じ、関係する相談支援事業所、他サービス提供事業所とケース会議を開催します。
	緊急時	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業所による受入調整について、相談支援事業所からの相談に応じ、助言等支援を実施します。 ・相談支援事業所による受入調整について、受入先確保が困難な場合、確保のための支援を実施します。
	人材	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉関連研修、個別事例検討会による研修を開催します。
	体制	<ul style="list-style-type: none"> ・分科会体制に参画し、「分科会」、「地域移行・定着・包括ケア連携会議」等では市とともに拠点等の状況報告を行い、拠点等の改善を行います。
	その他 (地域移行)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援施設や精神科病院と連携し、入所・入院中の人の意向を確認のうえ、必要に応じて当該対象者への動機付け支援（面接・外出同行支援・体験宿泊支援・ピアサポート活動の活用等）を実施します。また、地域移行支援事業者等の紹介など、地域移行に向けた支援に繋げます。
相談支援事業所	相談	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等への「緊急時利用登録届」について相談に対応します。
	緊急 平時	<ul style="list-style-type: none"> ・本人や家族等から「緊急時利用登録届」を受付けし、必要な情報を基幹相談支援センター絆と共有します。なお情報更新時は当事者から変更届を受領し、適宜共有します。 ・緊急時に備え、平時より関係事業所間で情報を共有します。困難事例等は、必要に応じ、基幹相談支援センター絆、他サービス提供事業所等とケース会議を開催します。
	緊急時	<ul style="list-style-type: none"> ・受入調整を実施します。 ・受入調整が難航する場合、基幹相談支援センター絆に支援を求め、共同で調整を実施します。
	体験	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の希望等に応じ、サービスの体験利用を調整します。 ・短期入所について、体験的な利用、見学を調整します。
	緊急	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の受入を行います。
短期入所事業所	緊急	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の受入を行います。
	体験	<ul style="list-style-type: none"> ・体験的な利用、見学の依頼があった場合、受け入れます。
	緊急	<ul style="list-style-type: none"> ・困難事例等は、基幹相談支援センター絆、相談支援事業所等とのケース会議に参加します。
その他のサービス事業者	緊急	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応を行います。 ・短期入所に入所の場合、基幹相談支援センターの求めに応じ、必要な最新情報等を提供します。
	体験	<ul style="list-style-type: none"> ・体験的なサービスを提供します。（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B型、共同生活援助、施設入所支援）

地域生活支援拠点等アンケート結果のまとめ

対象事業所

計画相談支援（児童む）、自立生活援助、地域定着支援、地域移行支援、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（生活訓練・機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A・B型、共同生活援助、短期入所、障がい者支援施設

回答数 101（事業所） 各サービスごとの事業所換算 201 事業所回答/329 事業所

1 地域生活支援拠点等の認知度

	理解している	聞いたことがある程度	聞いたことがない
全体	33件	52件	16件
▽事業所別を一部抜粋			
相談支援	70%	30%	0%
居宅介護	5%	50%	50%
生活介護	41%	59%	0%
就労継続支援	22%	61%	17%
短期入所	38%	62%	0%
共同生活援助	45%	55%	0%

→地域生活支援拠点等の理解度は高くないが、全く知らないという状況でもない。

→理解度としては、相談支援が高い。居宅介護が低い。

2 基本的機能の中で、優先順位が1位の機能は何か。

○各機能の優先順位1～3での回答数

選択肢	優先順位1	優先順位2	優先順位3	合計
相談（基幹又は相談支援等によるコーディネート等）	48	7	16	71
緊急時の受け入れ（主にショートステイ）	22	23	26	71
緊急時の対応（主に居宅サービス）	1	27	19	47
グループホームの体験利用	0	5	4	9
1人暮らしの体験宿泊	2	4	10	16
専門的人材の確保・養成	12	18	13	43
地域の体制づくり	16	17	13	46

→緊急時などの対応を調整する「相談」が最も高い。次いで「緊急時受入・対応」。

→「専門的人材の確保養成」「地域の体制づくり」の優先度を考えている事業所も一定あり。

○事業所別、優先順位1～3に設定した回答の数

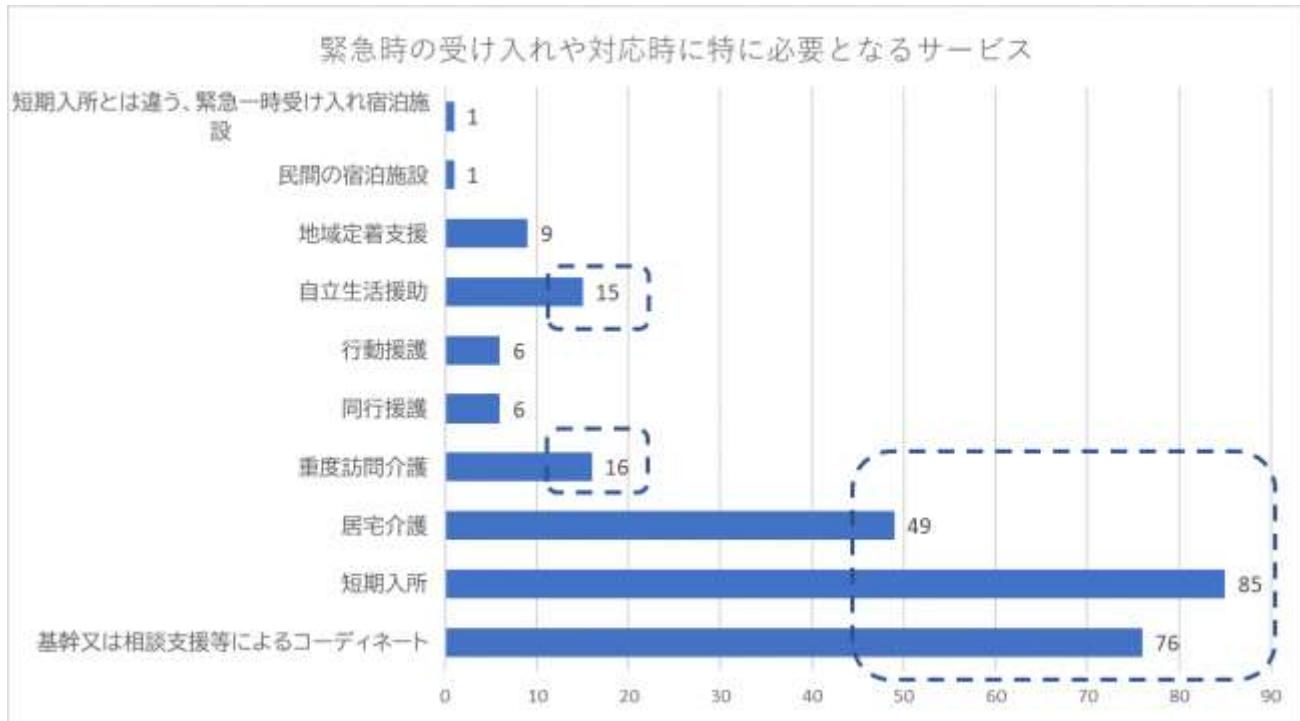
事業所	相談	緊急 (短期)	緊急 (居宅)	GH体験	1人暮らし 体験宿泊	専門的人材 確保・養成	地域の体制
1 相談支援	13	18	11	0	5	5	8
2 居宅介護	16	15	11	1	2	12	9
3 重度訪問介護	7	9	5	0	2	9	7
4 生活介護	14	10	6	2	2	7	10
5 就労継続支援	24	25	20	4	7	13	15
6 短期入所	11	8	5	0	1	6	8
7 共同生活援助	7	7	2	1	1	8	7

※複数のサービスを行う事業所があるので、一部数字は重複しています。

→全体的に「相談」、「緊急時」が高い。

→「居宅介護、生活介護、就労継続支援、共同生活援助」は、「人材確保・育成」、「地域の体制」が割合的に多く選択する傾向。人材の確保と質について、課題認識している状況がうかがえる。

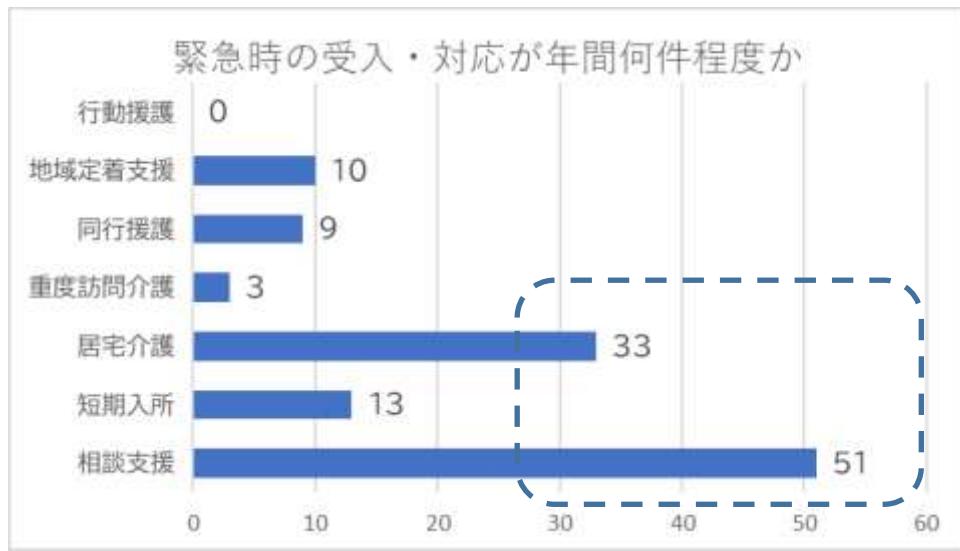
3 「緊急時の受け入れや対応」時に特に必要となるサービスは何か



→相談、短期入所、居宅介護の回答が多い。

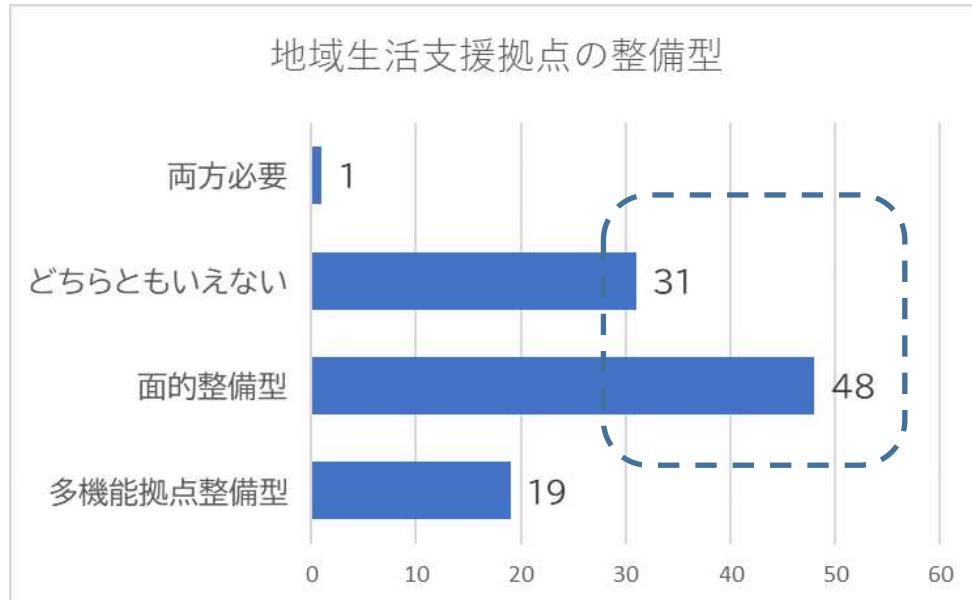
→自立生活援助、重度訪問介護等も一定数があるが、相対的には低い結果。

4 「緊急時の受入や対応」が年間何件程度か(各事業所の回答の合計値)



- ・相談支援、居宅介護が多い。
- ・緊急時は短期入所より居宅系サービスで対応していることが多い。
- ・緊急時に、在宅対応が望ましい、在宅対応が足りるケースが推察できるが、短期入所での受入ができなかった事情あるものと推察。（感染症、空き部屋、職員体制等）

5 地域生活支援拠点の整備型



- ・面的整備型が多い。「どちらともいえない」も多いが、「判断できない」という事業所が多いように推察。（整備型への理解、妥当性の判断）
- ・一定数、多機能拠点整備型の回答もあった。

6 調査結果から言えること

○地域生活支援拠点等に関する理解は十分ではない。

→今後の工程の中で、理解が進むよう工夫が必要。(今回意識付けは拡げることができたと思われるが。)

○5つの基本的機能の中では、「相談」と「緊急受入・対応」が重視される傾向。

→緊急時に短期入所サービスなどが円滑に利用できる体制への希望・ニーズ。

→「体制づくり」、「人材確保・育成」の重要性の認識も一定あり。

「人材」は、事業所の区分間で差がある。

○「緊急受入・対応」時におけるサービスの必要性として「短期入所」、「居宅介護」が高い。

○実際の緊急時には、居宅系サービスが短期入所よりも多く利用されている。

・「短期入所」が重要と考えられているが、希望するほどの利用はできていない状況か。

結果、緊急時に居宅サービスの利用数が多い一因になっていることも推察される。

○整備型は、面的整備の意見が多い。

・多機能拠点型の意見もあるが、基本的な機能の役割を果たせる法人があるかどうか。